議案第５０号

岩沼市議会議員及び岩沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市議会議員及び岩沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第１１条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の岩沼市議会議員及び岩沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。